

土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	東灘区西岡本6丁目71番の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和6年9月17日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条第2項 <input type="checkbox"/> 第14条 <input checked="" type="checkbox"/> その他（第3条第8項）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壤汚染のおそれがあると認められた、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、トリクロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、第2種特定有害物質全9物質
土地の地歴調査結果	・大学敷地として利用。 ・試験、研究により様々な薬剤が使用されており、特定有害物質が含まれていた。
土壤の測定結果	・鉛及びその化合物 溶出量最大値 0.044mg/L（指定基準値 0.01mg/L） ・砒素及びその化合物 溶出量最大値 0.017mg/L（指定基準値 0.01mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	191.99m ²
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：塀等で囲まれており一般の人が立ち入る土地ではない。）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する。	

位置図

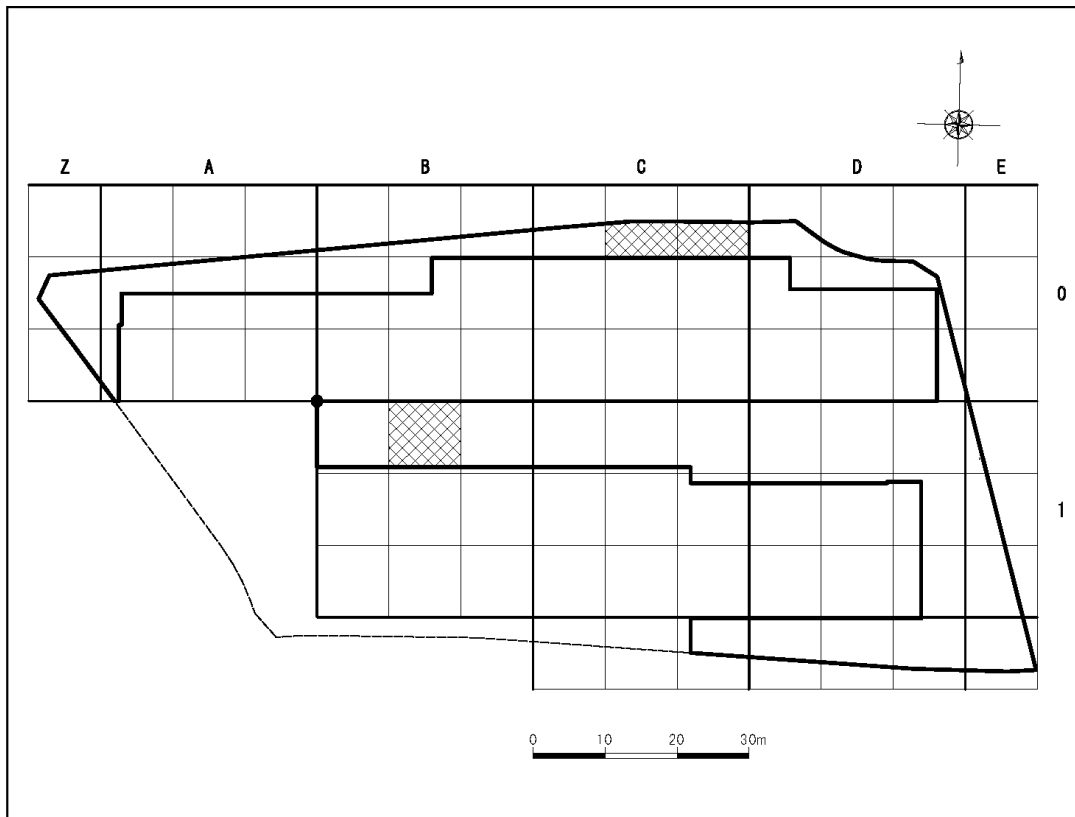


区域指定地を含む敷地



区域指定地

指定区域図




<凡例>

 事業所敷地

 形質変更範囲

 起点

 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は神戸市東灘区西岡本6丁目71番の最北端より南に26.85m、西に65.73m移動した位置とする。

<格子の回転角度>

$88^{\circ} 23' 33''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10 m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。